



横浜事件 再審裁判を 支援する会

●「支援する会」結成 3 周年—— 「言論と教育」12・1集会報告 言論弾圧と国家統制に“生き証人”の証言

No.12

1990.2.10

〔事務局〕

〒101
東京都千代田区猿樂町
1-4-8
松村ビル402
☎03-291-8066

昨年二月一日、支援する会の結成三周年を記念し、また近く予想される最高裁判決を前にして、集会を開きました。タイトルは——「いま、言論と教育の危機を見つめる12・1集会」。

それから一カ月半、今年一月一八日、本島等・長崎市長がその言論を理由に右翼の凶弾に撃たれました。一方、同日、最高裁は伝習館訴訟で、「国家の教育権」を全面的に認める判決を下しました(学習指導要領は「法規」だから従うべき、教科書も使用義務がある)。

こうして「教育と言論の危機」を見せつけられている今、私たちの再審裁判の意味もいっそう深まってきて

最高裁へ更に署名を！

昨年夏、最高裁へ「公正審理」を求める署名運動を行ないましたが、さらに弁護団からの要請もあり、新たな署名運動を展開中です。最高裁への要望は、次の二点——。

いると思います。

集会は、支援する会と、教科書検定訴訟を支援する出版連絡会の共催により、神田神保町の岩波セミナールームで午後六時より九時近くまで行ないました。会場をぎっしり埋めた七二名の参加者は、過去の言論・教育統制を示すスライドを見つめ、貴重な証言に聞き入りました。

再審裁判、教科書訴訟双方の弁護団長である森川先生のあいさつにつづいて、七名の「生き証人」がスライド上映の合間に証言し、最後は弁護団の大川先生の小講演「10・3教科書判決と横浜再審裁判」が行なわれました。今号では、スペースの都合で木村廣男さん(教科書編集者の証言)と大川先生の講演を割愛させていただきます。計五名の方の証言を掲載いたしました。

(大川先生の講演は次号紹介の予定です。)

(1) 審理を小法廷から大法廷に移して行なうこと。

(2) 口頭弁論を開くこと。

署名の集約第一陣は、すでに二月一五日、最高裁へ提出済みです。判決も近く予想されます。どうぞご協力をお願いいたします。

—12・1 集会—

はじめに

横浜事件再審裁判と

教科書検定訴訟

弁護団長

森川 金寿

横浜事件再審請求と教科書検定訴訟、この二つの裁判に私は、ただいまご紹介にありましたように当初からかかわってまいりました。この二つの裁判を通していえることは、たしかにいま、日本の司法は容易ならざる状況にあるということです。しかし、それでもなお私たちは、絶望しあきらめてしまうのではなく、真実を明らかにする努力を放棄してはならないと考えます。

◆再審裁判・一、二審での「前進」

横浜事件再審裁判については、第一審（横浜地裁）、第二審（東京高裁）ともにしりぞけられてきました。しかし、その過程で全く前進がなかったかという点、けっしてそうではありません。

一、二審ともに棄却の理由は、裁判記録の不存在ということでしたが、一審決定はその記録が、終戦時、占領軍の進駐を前にした混乱の中で、裁判所みずから焼却処分した

ものと認められるということを確認しました。こういうことが、司法機関の記録にとどめられたということは、これはきわめて重大なことだと思います。

つづいて昨年（八八年）一二月の東京高裁では、横浜事件において広く拷問が行なわれたことが、きわめてえん曲な表現ではありますが「否定することはできない」として認められました。拷問を認めたということは、すなわち「拷問による自白」「虚構の自白」を認めたことにほかなりません。これもまた、重要な前進であったと私は考えています。

しかしながら二審決定は、「原因はともあれ」記録がないので再審を開始すべきかどうか判断はできないとして、裁判は現在、最高裁にかかっています。

記録が残っていない、しかしそれは断じて請求人の責任ではなく、司法機関の責任によるものだという点とを、裁判所みずから認めたので

す。そしてまた、拷問が加えられたことも、裁判所は認めたのです。この上に立って、最高裁ではぜひとも、憲法にしたがって明確な判断を下してもらいたい、そう私は期待しております。

◆教科書裁判に加わったところ

教科書検定訴訟では、一九六五年、私は家永先生から相談を受け、最初の弁護団四人の中の一人に加わりました。この訴訟を起こすについては、さまざまな議論がありましたが、検定の中で原告側に一つでもミスがあったことがわかれば、すぐに敗訴するだろうという悲観論もありました。

しかし私は、「密室」の中での検定の実態が明らかになるだけでも重要ではないか、と考えました。たしかに前代未聞の裁判であり、前途は誰にも予想がつきませんでした。第一回の口頭弁論で却下されず、裁判が軌道にのって証人尋問が行なわれれば、それだけでもたいしたものだと思います。ところが、一九七〇年、第二次訴訟の第一審判決、杉本判决が発表されました。「教育権は国家ではなく国民にある」「個人の内面の価値について国が介入することはできない」としたこの判決は、いまでも国際的に誇るべき立派な判決だったと思います。

◆司法は「冬の時代」だが…

ところが、高津判決、鈴木判決とつづくその後の判決は、一転してひどいものとなりました。とくに三年前の鈴木判決（八六年三月）は、その前の高津判決がまだしも裁判官自身の判断を示していたのに対し、まったく自身の判断を停止し、行政権力に追随するものでした。そして、この一〇月の加藤判決です。

今回の第三次訴訟の争点となっていたのは、沖縄戦での「集団自決」、南京虐殺、七三一部隊の問題など、まさしく戦争と平和にかかわる問題でした。「集団自決」の問題では沖縄で出張法廷が開かれ、現地の沖縄をはじめ全国の心ある人たちの熱い関心をあつめました。

これならばいい加減な判決は出せ

まい、と私たちはひそかに期待した
のでしたが——しかし一〇月三日に
出された加藤判決は、先の鈴木判決
と全く同質の、行政権力に追随した
判決でした。
鈴木判決が出たとき、家永先生は

「日本の司法は冬の時代に入った」と
いわれましたが、まさしくいまの法
廷には寒風が吹き荒れています。
しかし、冒頭にも申したように、
これで私たちは絶望してあきらめて
しまうわけにはいきません。労働戦

線もいま困難な季節を迎えました
が、この教科書の問題だけは、みな
さんが統一して、独自の統一戦線運
動として、たたかっていたきたい
と、私は切に願っております。
横浜事件再審裁判も、教科書裁判

も、根は一つです。状況が困難だか
らこそ、ますます問題の本質を明ら
かにして、協力できるものどうし力
を合わせていきたいと思えます。

— 12・1 集会 —

証言

事件当時の「改造」編集部

元・改造編集部
(再審請求人) 小林 英三郎

—— 今日、私たちは教育と言論
の「危機」に直面しています。こ
の道は、「いつかきた道」であり、
「行つてはならない道」です。近
代日本は言論を弾圧し、教育を統
制して戦争への道を歩みました。
新聞紙法、出版法、治安維持法等
数限りない弾圧法規、教科書検定
制度(明治一九年)、教育勅語(明
治二三年)、国定教科書(明治三六
年)等々。
「生きている兵隊」事件(一九
三八年)ほか、総合雑誌「中央公
論」「改造」等は、度々受難しま
したが、太平洋戦争下の一九四二
年、「改造」編集部は解体させら
れました。同年八月九月号に連載

された細川嘉六「世界史の動向と
日本」がきっかけです。この論文
弾圧が横浜事件でつちあげの端緒
の一つとなりました。論文と編集
部解体について、小林
英三郎さん(原告、当時
改造社員)の証言をお
願います。」
◆細川論文と編集部
総合雑誌「改造」に細
川嘉六さんの論文「世界
史の動向と日本」が掲載
されたのは、一九四二
(昭和一七)年八月、九
月号で、内務省の検閲は
パスしていたにもかかわらず



らず、陸軍報道部のヤリ玉にあが
り、細川さんは検挙、編集部は解
体、全員更迭となります。四二年九
月のことです。

そのあと、新しい編集部がつくら
れ、私はその一員となりました。

細川さんは以前、大原社会問題研
究所におられて、矢内原忠雄先生の
お弟子さんでしたが、「植民史」な
どという著書があり、中国問題から
国際情勢などを研究しておられるマ

ルクス主義者でした。

しかし四二年当時は、中野重治、
宮本百合子、鈴木安蔵といった人た
ちは執筆禁止で、細川さんにしても
マルクス主義の立場でものを言うな
んてことは、もちろんできない。し
かし、満州事変から、当時の言い方
で日支事変、そして太平洋戦争と、
日本の中国侵略がどんどん拡大して
いくのを前にして、このままのやり
方ではいけない、もっと国際的な動
向をよく見きわめて、各民族の主体
性を尊重した、より高い政策をとる
べきだ、と主張されたと思うんで
す。

ハッキリ言えば、戦争の拡大より
も、早期終結を、ということです。

ホンネの主張はそこにあるわけで
すから、当然、検閲にひっかかる恐
れがあります。そこで、編集部の仕
事は、いかに検閲のAMIの目をくぐ
るかということが、大きな課題にな
っていました。

ふつう、雑誌の論文は二、三カ月で書いてもらっていたわけですが、細川さんのこの論文は半年から一年近くかけて執筆されたようです。筆者自身もそれだけ神経を使って書いたし、編集部もまたずいぶん神経を使ったと聞きました。

編集部で、この細川論文を直接担当したのは、相川博君と小野康人君（奥さんが再審請求人になっておられますが）で、半年以上かけて書かれた原稿をもらうということ自体、大きな仕事だったし、その上に検閲をやらんで、非常に神経を使ったはずで、あるいは、書き直しを頼んだり、部分削除をしたかも知れません。当時の編集部の立場は、再審請求の途上で惜しくも亡くなった青山鉞治君の著書「横浜事件」（希林書房）に書かれています。

◆当時の「検閲」のこと

検閲といえますと、×とか○を使った、いわゆる伏字のことはご承知だと思います。単語だけでなく、何行も×××が並んでいました。一九三三（昭和八）年から三五年ごろにかけて出された岩波の「資本主義発達史講座」などが、かなりそうなっていました。

しかしこの伏字が使われたのは、昭和十年代の初めころまでで、太平洋戦争の時代になりますと、検閲もずっと巧妙になって、そういう痕跡を残さない検閲になっていました。ここはダメだといわれると、筆者なり編集者なりで言葉を変えるときか、文章をつなぎあわせてわからないようにするわけです。

一面、非常に形式的な面もありまして、たとえば先ほどの「発達史講座」の場合ですが、「搾取」という言葉はいけないということで「収奪」と変えればパスということもありました。

ともあれ、こういう中で、筆者の細川さんはもちろん、編集部も非常な苦労を重ねて、この論文は内務省の検閲を通して、八月、九月号に分載されて発売されました。

ところが、陸軍報道部がこれに横やりを入れて、これは共産主義の論文ではないかというので細川さんは検挙、また「改造」編集部も、編集長の大森直道君と相川君が退社、編集部員も全員が更迭され、「改造」は新しい編集部はできたけれども「国策協力」雑誌へと変えられていったのです。

— 12・1 集会 —

証言

事件当時の「中央公論」編集部

▼元・中央公論編集部

海老原 光義

——一九四三年、陸軍報道部は「撃ちてし止まん」のスローガンを三月号各誌の表紙に刷り込むことを強要しました。「中央公論」一誌のみが刷り込みませんでした。そのため、同誌編集部も解体されました。この間の経緯を海老原光義さん（支援する会事務局、当時同誌編集部員）に証言願います。

◆「中公」編集部の解体

戦争スローガン「撃ちてし止まん」は、その年（一九四三年）の陸軍記念日の標語で、陸軍報道部が号令をかけて映画館やデパート、いたるところにこれを貼り出した。その一環として、全雑誌の表紙にこの標語を刷り込めと指示したんです。

しかし、当時の私たち「中央公論」編集部は、これを「命令」とは受けとらずに、「示唆」程度にしか受けとらなかったように思います。

いずれにしろ、こんな復古調の時代があったスローガンで近代戦が戦えるわけではない、という気分もあって、表紙への刷り込みはやめよう、ということになった。

それでも、完全無視というわけにはいくまいから、せめてそれにちなんだ詩か論文を載せたらどうかということになって、高村光太郎先生に依頼して、かなり勇ましい詩を書いてもらい、掲載しました。

しかし陸軍報道部は、それでは許せなかったとみえて、嚴重な抗議を受けました。その前後のいきさつを、当時の編集部長、畑中繁雄さん（再審請求人）が著書「日本ファシズムの言論弾圧抄史」（高文研）に書いておられます。

それによりますと、「中央公論」は、再三再四の注意にもかかわらず、依然として戦争傍観の態度をとっている。連載中の谷崎潤一郎「細雪」



などは「まったく戦争遂行と無関係の、国民の戦意を沮喪させる無用の小説」である。また信夫清三郎氏などが執筆しているのをとらえて「戦局重大の折にもかかわらず、こうした共産主義的思想の抱壊者、ないしは思想傾向のはなはだ危険な人物に誌面を提供するにいたっては、もはやわれわれの許しえぬところ」だ。

このように述べた上で、報道部の現役将校が、畑中編集長に向かってこう宣告したというんです。

「われわれ陸軍当局は、……三月号の全雑誌は、それぞれ表紙に「撃ちてし止まむ」の陸軍記念日標語を掲載するようお願いしたが、ただあの総合雑誌一誌を除く全雑誌をあげてこれにご協力いただいたことを、改めてお礼申し上げる。ところが、これをあえて拒否したある総合雑誌の態度にいたっては、われわれはこれを反軍的態度というか、軍への挑戦と断ぜざるをえない。ことここにいたってわれわれ軍は、その雑誌に対しては、何らかの措置をもつてのぞむ所存である」

「軍への挑戦」と、その将校は言ったわけですが、そんな勇敢な意図は私たちには毛頭なかった。当時、一総合雑誌が軍部を相手にまわしてたたかえるわけがない。

が、結局、その後一カ月くらいいして、「中央公論」編集部は陸軍への出入り禁止の通告を受ける。出入り禁止ということとは、つまり軍からの情報を完全にストップされることです。当時、情報の九〇%以上が軍報道部に支配されていたジャーナリズムにあって、軍から締め出されたら、雑誌の編集などできません。そこで結局、編集部長は休職、次長は謹慎、一名を除いて全部員が更迭ということに

なり、編集部を総入れ替えするということで、陸軍の許しを得て、雑誌の継続発行が認められるという形になったのです。

◆戯曲「かへらじ」と軍部

解体されたこの編集部が最後に作ったのが一九四三年七月号ですが、これは完全に刷り上がっていたにもかかわらず、自発的休刊ということ

で廃棄処分となりました。その一号前、六月号に、岸田国士の戯曲「かへらじと」を掲載したのですが、これも「軍を冒瀆するもの」だということで、いちゃもんをつけられました。

どういう筋書かというところ——若いうころ過失によって友人を身体障害者にしてしまった人物がいる。その人物が召集され、戦場に送られるのですが、非常に勇敢に戦うのです。常に勇敢闘闘して、模範兵となる。

しかし実は、彼が勇敢なのは、友人を障害者にしてしまったその罪の意識から、常に死を決して、危険な場所へ自ら飛び込んでいったからだだったんです。その屈折した心理が、岸田さん一流の見事なせりふを通して描かれている。

では、この戯曲が、なぜ軍部の気

に入らなかったのか。理由は、友達への過失の贖罪意識から死を決するというのがけしからん、というのです。日本の兵士は、天皇陛下のために勇敢し、陛下のために死ぬのであって、こんな個人的理由で死を考えるなどというのは、軍への冒瀆である。そんな兵士は、帝国陸軍には一人もいるはずがない！ というわけ

で、こつびどくやられたのです。こうしたこともあって、先に述べたように翌七月号は「自発的休刊」、編集部は解体、全員が辞表を出し、部長らは休職、謹慎、部員たちは調査部や校正部、出版部へ移り、新しい編集部はできたけれども、誌面は軍部への全面屈伏となったのです。



— 12・1 集会 —

証言

泊旅行のアルバム

▼再審請求人 小野 貞

——横浜事件で「ち上げの根拠とされたのは、細川嘉六氏が友人の編集者、研究者を富山県泊町に招いたときの一枚の記念写真です。この旅行が全くの慰安旅行であったことは小野貞さん(原告、故小野康人氏)当時改造社員の妻が特高からとりもどしたアルバムのスナップで明らかです。

◆とりもどしたアルバム

私のアルバムは小野が検挙された時、書籍と一緒に押収されましたので、何とか返して貰いたいと思っておりまして。それで一年位経って、検事局で検事さん立会いで面会を許されたことがございました折りに、思い切って検事さんにたのんでみました。「私が上京した翌年、実家が村の大火で全焼した為、たった一枚だけ残っている幼い時の写真が貼ってある大事なアルバムを、お返し頂けないでしょうか(これは



本当のことです)。私のアルバムですからお取調べには関係が無いのですけれど」と申しますと、検事さんは、即座にあっさり「ああ、いいよ。特高課に電話しておくから、特高課へ行って受取りなさい」と許可になりました。
二、三日後に笹下町へ行きがてら特高課に寄りますと、若い警官が表札のような木札のついた鍵を持って、近くの建物の二階に案内し、部屋の鍵をあげました。カーテンが下

りたままの薄暗い広いガランとした部屋の左隅に荒縄で縛った書籍が沢山、乱雑に芥をかぶって積重ねられてありました。名前を書いた白い荷札がついているのを、私も一緒に探がし、丁度見つかったので、アルバムを二冊引出して「これです」と言って警官に渡したら、「ああ」と

言って、そのまま私に返してくれました。私はすぐ廊下に出て、何気なくアルバムを繰りましたら、泊旅行の写真がそっくり貼ったままの目に入りましたので、瞬間、心臓が止まるほど驚きました。警官が部屋の鍵をかけている間に、私は先に立って階段を下り、丁寧にお礼を言っ別れました。もう胸がドキドキして、その日は拘留所には行かず、そのままアルバムをしっかりと持って帰りました。

泊旅行の写真のためにつかまったということだけはわかっておりましたから、まさか、その写真が貼ったままあるとは思ってもいません。私がお心臓も止まるほど驚いたのは、尋常でないことに対する直感だった、と思います。後になって考えますと、拷問して、共産党再建準備会議を行ったという自白調書を取った以上、泊の写真は捏造のヒントに利用しただけです。私のアルバムの写真なんか、全く不用で捨てられたままだったのでしょうか。このような偶然

で、泊の写真が私の手に戻ったのは「天網恢々疎にして漏らさず」ということだと思えます。

◆判決から消えた「泊会議」

この写真が共産党再建準備会議(泊会議ともいいます)の証拠写真とされて、七名がそれに参加したという事で治安維持法違反に問われませんでした。拷問のあげく作成された虚偽の自白調書による予審終結決定書には、架空の会議の様子が詳しく記載されており、敗戦直後の判決には泊会議は一字もなく、全く消滅しています。それなのに有罪判決ですから、理由がさっぱりわかりません。それで再審を願えば、「横浜事件の記録一切は裁判所が終戦直後に焼却処分して無いから、正否を確かめることが出来ない」と棄却です。裁判所が違法な証拠湮滅までして、事実をかくそうとしていたのです。
戦後、半世紀近く経って、国家秘密法を制定しようと目論む自民党政府が、その原型である治安維持法の怖い正体を暴かれたくないので、私たちの訴えを門前払いするのです。私たちはあくまで、幾度でも再審を願い、公開の場で真相を明らかにするのが、政治悪を二度とくり返させない為の、被害者の使命と存じております。よろしくお願い致します。



二月七日（一九四五年）の早朝のことでした。「電報！」という声に目をさまし、玄関に出て電報を受け

「和田喜太郎にまちがいない

でつち上げのため、特高は残虐な拷問を加えました。そのため、四名が獄死しました。和田喜太郎氏（当時、中央公論社員）はその一人です。和田氏の実妹・気賀すみ子さん（原告）に遺体引きよりの模様をお話いただきます。

取りました。横浜の刑務所からでした。「キタロウシス」驚きと恐怖で、私はすっかり気が動転してしまいました。とるものもとりあえず、すぐに支度をして横浜へ向かいました。途中、どこを通過して、どういっ道順で行ったのか、何も覚えていません。

—12・1 集会—

証言

獄死した兄の遺体

▼再審請求人 気賀 すみ子

看守が言って、ムシロを取りました。着ているものを全部はぎとられて、文字どおり一糸まとわぬ姿で、捨てるように置いてあった遺体は、たしかに兄でした。全身あおぐろくむくんで、目はみひらいたままでした。

りながら、信じる気にはなれませんでした。遺体のそばにひざをついて、ひらいている目を閉じさせようとしたが、目は閉じてくれませんでした。くやしさと怒りがないまぜになつて混乱し、その後どうしたか、よく覚えてはおりません。

—12・1 集会—

証言

「うれうべき教科書」と

「F項。ページ」

元・中教出版 教科書編集者 徳武 敏夫

一九四五年、敗戦を契機に言論は自由となり、教育は民主化されました。しかし、今日、朝日襲撃事件のように言論はテロに脅かされ、国秘法案があらわれています。四八年に教科書検定制度が復活し、検閲同様の実態が徐々につくられていく、その最初のピーク、「うれうべき教科書」事件、F項ページ事件について、徳武敏夫さんに証言をお願いします。

◆第一次教科書攻撃

いまの自民党の前身である日本民主党が、パンフレット『うれうべき教科書』を出した一九五五（昭和三十）年、いわゆる第一次教科書攻撃の時期、私は中教出版で小・中・高の社会科の教科書を編集していたのですが、このパンフレットを読んで非常なショックを受けました。

実は私は、戦争中、『皇国史観』

をみっちりたたきこまれた世代です。それで戦後、中教出版に入ってから改めて根本から歴史の勉強をしておきました。民科の歴史部会に入って、そこで一所懸命、勉強したのです。その上で小学校の教科書『明るい社会』をつくったのですが、一九五四年、これが検定不合格処分を受けました。

非常に憤激したのですが、やむなく書きかえをして、著者の中には「これはもうわれわれの教科書とはいえないんじゃないか」という声もありましたが、とにかくそれで翌五年、検定を通りました。幸い、現場の先生たちから好評を得て、たくさん採用されました。

ところが、この教科書が、民主党にいわせると、「ソ連・中共礼賛の偏向教科書だ」ということになったのです。しかし、その批判の根拠と、このを読んでみると、たとえば中国の『随書』と『日本書紀』を取り違えたり、アダム・スミスとマルクスを取り違えたりと、きわめてお粗末、低次元のものでした。

ちょうどこの年の春、私たちは出版労懇（いまの出版労連の前身）の中に教科書対策会議というものをつくって、教科書における言論・出版

の自由を守ろうという運動を始めたところでした。

そこで、この『うれうべき教科書』では小学校一、中学二、高校一、計四種類の社会科教科書が攻撃を受けていたのですが、みなで話し合ったすえ、その四教科書の著者全員、二八名の連名で、民主党への抗議書をつくってもらい反撃しました。

同時に、『日本民主党の「うれうべき教科書」はどのようになりがちがっているか』という小冊子を作って、あちこち配布したりしました。マスコミもまたこの問題を取り上げて、そのおかしさを指摘しました。

◆文部省の策略とF項ページ

こうして民主党の教科書攻撃は、いわば世論の総反撃を受けるという結果になり、私たちは快哉を叫んだわけです。ところが文部省は、教科書検定を厳正にする、という名目で、教科書検定審議会の委員の入れ替えを行いました。その新しく選ばれた委員の中に、問題の高山岩男氏ら反日教組を旗じるしとして自由文教人連盟なるものをつくった中心人物たちが入っていたのです。

そして二年後の一九五七（昭和三十

二）年、この新しい審議会によって行なわれた検定で、こんどは検定の現場から問題がふき出してきます。現在の教科書検定は、悪名高い調査官制度によって行なわれていますが、当時はまだ民間から選ばれた調査員によって審査が行なわれていました。匿名でA、B、C、D、Eと

五名の調査員が一組になって、それぞれが評点をつけ、一教科書千点満点で八百点以上の点がつけば文句なしの合格という仕組みでした。ところが五七年の検定で、私のかわっていた中学の社会科教科書一種と高校の社会の教科書一種が、八百点をこえていたにもかかわらず、ある特定の委員の強力な意見によって、不合格になりました。そこで調べてみると、この年、中学で七種類、高校で一種類、計八種類の教科書が、AとEの五人の調査員以外の、いわば「第六の人物」によって不合格となっていたのです。理由は、いずれも「偏向」だということです。

当然これは社会的に大きな問題となり、正規の調査員以外の「第六の意見」をさして、Eの次だから「F項ページ」と呼ぶようになりまし

た。この「F項」が、高山岩男氏だということが判明したのです。

では、この「F項」意見がどういうものだったかといいますと、たとえば中学の歴史の教科書については「記述が全体として科学的すぎる」「太平洋戦争については日本を必要以上に悪く書く。たとえ事実であっても、もっとロマンティックに書け」といったたぐいのものでした。まさに噴飯ものですが、この噴飯ものの意見が検定場でまことしやかに語られ、その結果、八種類の教科書が文字どおり切り捨てご免ともい

うべき不合格処分を受けたのです。そして以後、文部省による教科書検定は、この「F項ページ」の思想を軸にしてすすめられ、一方これに対する反撃・抵抗も、三〇余年後の今日まで、れんげんとして続けられてきているのです。

（以上、文責 事務局）

入会申込・会費納入先

〒101 千代田区猿樂町1-4-8 松村ビル402
横浜事件・再審裁判を支援する会

☎ 03-291-8066

〈年会費〉個人=2000円 団体=5000円

●郵便振替 東京3-150641
振替用紙に口座番号、金額、氏名、住所など必要事項をご記入のうえ、お振り込みください。

●銀行振込 富士銀行九段支店
普通預金口座1478864 横浜事件再審裁判を支援する会